

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年5月30日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	墨田区
4. 届出番号	39
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html">http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html</a>

執行機関名 墨田区長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱(平成18年3月31日17墨福字第2495号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	94	
番号法別表第2の項	116	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第25の項 墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱(平成18年3月31日17墨福字第2495号)による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法第1条	墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱(平成18年3月31日17墨福字第2495号)第1条
事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育てで支給給付その他の子ども及び子どもを養育する者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、認証保育所に入所している児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に対し助成金を交付することにより、児童福祉の充実に資することを目的とする。
独自利用事務の関連規範		墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱